文化祭上演における著作権

ー生徒対人関係構築をめぐる環境の問題とからめてー

筑波大学附属駒場中·高等学校 生徒部

平田 知之・加藤勇之助・真梶 克彦 多尾奈央子・寺田 恵一・早貸千代子 横尾 智治

文化祭上演における著作権

ー生徒対人関係構築をめぐる環境の問題とからめてー

筑波大学附属駒場中・高等学校 生徒部 平田 知之・加藤勇之助・真梶 克彦 多尾奈央子・寺田 恵一・早貸千代子 横尾 智治

1 はじめに

本校の文化祭は11月3日の文化の日を含む週の三日間にわたって公開され、例年述べ1万1千名を超える観客が訪れる。生徒は全員参加で、50近くの参加団体(本校では「デコ」と呼ぶ)があり、中でも高校三年生は一年前から熱心に準備をして参加することが特徴的である。文化祭の運営は高校二年生を中心とする文化祭実行委員会が行う。

文化祭の出し物の中心は演劇である。例年中学三年生から高校二年生のほぼ全クラスと高校三年生の特別 班、演劇部などを加えて、15本程度の作品が上演される。中には生徒が脚本を創作したオリジナル作品もあるが、大半は戯曲が公刊されている、いわゆる既成作品を上演する。それらの作品を上演するときに、著作権の問題はどう関わるだろうか。

以下の文章は、文化祭上演における著作権には、どういう問題があるか、そして、その問題に私たちは生徒とどう取り組んだか、ということについての記録である。

2 文化祭上演における著作権についての 一般 的な問題の所在

本校の取り組みを紹介する前に、文化祭上演における著作権の一般的な問題について、前提となることがらを整理してみたい。

2.1 上演と著作権法

2.1.1 著作物とは

著作権法第二条で、著作物とは次のように定義されている。

「著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

をいう。」

本校の文化祭の中心となる演劇でいえば、小説、脚本、音楽、振り付け、絵画・舞台装置・衣裳などの美術の著作物、映画(動画)、写真などがこれにあたる。

2.1.2 著作権の種類と内容、保護期間

これらの著作物の作者(著作者)には、以下のような人格権と著作権(財産権)が与えられている。

著作者人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保 護権がある。

著作権(財産権)には、複製権、上演権・演奏権、 上映権、公衆送信権、口述権、展示権、頒布権、譲渡 権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権 がある。

人格権は著作者に与えられた一身専属権で、著作者 の死後も著作者の名誉を損なうような形で著作物を利 用してはならない。

財産権は、著作者が他者に譲渡することも可能で(そのため、「著作者」と「著作権者=権利を譲渡された者も含む」は区別して考える)、著作物の公表後、著作者の死の翌年から50年間が権利の保護期間である。

2.1.3 著作権の保護の例外

著作権保護の例外として、著作権者の許可が不要であるとされる場合がある。本稿に関係しそうな主な場合は、次の通りである。

私的使用のための複製、図書館等における複製、引用、教科用図書等への掲載、教育機関における複製等 非営利目的の上演・演奏・上映・貸与等、美術の著作 物等の原作品の所有者による展示、公開の美術の著作 物等の利用。

2.1.4 文化祭での上演に関わる著作権

文化祭で既成作品を上演するときには、次のような ことが問題となるであろう。

- ① 戯曲、振り付けの上演
- ② 音楽の演奏(この場合の「演奏」には機器を用い

Copyright in a cultural festival performance

-a problem of the environment concerning the student interpersonal relationship building-

て再生することも含む)

③ 戯曲、音楽、美術の著作物、写真、映像の複製 以上のような行為をする場合は、著作権者の許諾を 得なければならない。

ただし、著作権法第38条(営利を目的としない上演等)によれば、「非営利」「観覧無料」「無報酬」の三条件をクリアすれば、公に上演・演奏ができる(ただし、著作物の出所の明示が必要)。学校説明会のような生徒募集を目的とする催しは「非営利」とは見なされ難いし、文化祭でも、校内販売の売り上げ増を目的とするような上演は「観覧無料」とは見なされないだろうが、一般的な文化祭では、第38条の条文を適用することはできそうである。

また、第35条(学校その他の教育機関における複製等)によれば、授業の過程において、必要と見なされる限度において戯曲集の一部を複製することは差し支えないようだ(ただし、文化祭や部活動が「授業の過程」と見なされるかどうかは、意見が分かれる)。

では、文化祭で既成作品を上演する場合には、まったく著作者の許可を取る必要がないのだろうか。

第50条では、第38条を含む一連の例外規定について、「この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。」と述べられている。三条件を満たすような上演であっても、人格権の「同一性保護権」があるため、作品を著作者に無断で改編することができない。

文化祭の上演では、さまざまな理由で上演時間の制限があるため、作品を短くカットせざるを得ないことがある。また、キャストの人数や性別が戯曲の指定通りには行かない場合にも、内容を変更して上演することがある。このような場合は、戯曲の著作者(著作権者ではない)に作品を改変することの許可を取らなければならない。音楽を演奏するときにいわゆる尺に合わせて前後をカットすることがあるが、これは改変にはあたらない、というのが通行する解釈のようである。

2.2 では何が問題か

前章の内容をまとめると、文化祭で上演をするときには、一般的には著作権者の許可は不要だ、ただし、改変については著作者の許諾をとる、ということになる。ところが、問題はそんなに簡単ではない。何が問題を難しくしているのかを、以下に述べる。

2.2.1 「改変」にまつわる問題

前章で、文化祭の上演において法的な面で著作権処理の必要があるのは、上演そのものではなく、「改変」

の許可であることを明らかにした。では、著作者に「改変」の許可を取ればよいではないか、ということになるが、それにはさまざまな難しい問題が発生する。

それは、何が「改変」にあたるか、という問題である。例えばブラスバンドが運動会の応援でマーチを演奏するときに、人数の関係で編成が原譜の指定と違ったり、演奏が下手で原譜を忠実に再現できなかったりしても、それは「改変」にあたらない、というのが一般的な解釈だそうだ。しかし、戯曲については「台詞を一言一句変えてはならない」「本番で言い間違えるのも改変である」と考える劇作家は確かに存在する。

著作者人格権の規定では、「著作者の意に反して改変を受けない」と書かれている。「著作者の意」は時と場合によって変化することもあろう。「改変」といえるかどうかはどうかはあくまでもその時の著作者の判断である。そうすると、上演する側が一切テキストを変更しないつもりであっても、本番に間違えるかもしれないし、それを著作者が改変と判断するかは聞いてみなければ分からないから、38条の規定にかかわらず、常に著作者の了解を得なければ行けないというロジックが生まれる。

そもそも、演劇を制作してゆくときは、稽古の過程 を経て台詞が変わってゆくものである。一般に「戯曲」 と「上演台本」は相当違うものになる。本番前日に一 つ台詞を変える、ということも珍しくない。そのたび ごとに、著作者に改変箇所を示して許諾を得ることは 極めて煩雑で不可能に近い。

2.2.2 「上演料」の問題

演劇界では日本演劇協会が定めたとされている「上演料」の基準が流通している。それは、「無料、60以内の1公演につき5,000円、60分以上は10,000」というものである。もちろん、この基準に法的根拠はなく、金額はあくまでも交渉で決められるべきものだが、たとえば高校演劇では大会を進むたびに5,000円ずつ支払うのが普通だ。これを文化祭に当てはめると、90分の芝居を1日2回3日間上演した場合、6万円を請求されてもおかしくないことになる。それでは、文化祭予算の実態から鑑みて、高額すぎる。38条の規定により、上演許可が不要な(テキストの改変がない)場合でも、費用を請求される場合もある。ただ、2008年度については、文化祭の上演ということで、費用を請求された事例はなかった。

2.2.3 権利集中管理団体がないという問題

たとえば音楽であれば、たいていの楽曲の著作権は JASRAC (日本音楽著作権協会) が管理している。権 利処理も、ほぼウエブ上で済むので、簡便である。しかし、戯曲についてはそのような団体は存在しないといってよく、著作者と直接交渉しなければならない。そもそも著作権管理団体というものは著作権(財産権)を管理しているのであり、人格権に属する「改変」の問題を扱わなくてもよい(JASRACでは、著作者人格権については取り扱わないと述べている。筆者は日本文藝家協会には、「改変」の交渉の仲介をしていただいたことがある)。従って、戯曲の上演(改変)許可を取るには、出版社を通じて著作者の連絡先を調べ、郵便などで連絡を取る所から始まる。返事がなかなか来ないことも少なくないし、著作者が外国に在住している場合は、連絡を取るのに難渋する。

2.2.4 「演劇」という著作物がないという問題

ここまで主に戯曲の権利処理を話題にしてきた。しかし、演劇を上演するときに利用する著作物は戯曲だけではない。演劇は総合芸術であるから、テキスト以外にも音楽・美術・衣裳・建築その他の文化的コンテンツをフルに動員して制作するものである。それらの集合体が演劇なのだから、著作権法の著作物の定義に「演劇」がないのも首肯できる。そうすると、演劇を上演するには、それらの一つ一つについて著作権処理をしなければ行けないことになり、かなり煩雑になる。

ただ、音楽と戯曲を除いては改変したか否かの判断は比較的明瞭である。音楽については、CD等で音楽を流して演奏する分には、問題は少なそうだが、編曲はもちろん、歌ったり生で演奏したり、エフェクトをかけたりする場合には、許諾が必要かもしれない。もしそうするとなると、JASRACでは取り扱ってくれないので、戯曲同様著作者を探す所から始めることになる。

2.2.5 二次創作の問題

例えば小説を原作として戯曲を執筆するようなことを二次創作と呼ぶ。二次創作された戯曲を上演する場合は、戯曲の著作者はもちろん、原作者の許諾も得なければならない。このように著作物が別の著作物を何重にも下敷きにしていることは意外に多いもので、その場合は許諾の手続きが二倍、三倍に膨らむことになる。

これと似ているが、集団創作の著作物の場合は、関係する著作者全員の許諾をとる必要がある。最近の映画のように「制作委員会」が著作者となっている場合、そのメンバー全員に戯曲化の許諾を得るのは極めて難しいだろう。

2.2.6 判例がないという問題

以上のようなことを考えると、厳密に著作権処理をするのはかなり難しい。生徒の指導上は、ほどほどの所で折り合いをつけることになるだろうが、その線引きが難しい。著作権法の条文を厳密に解釈しようとしても、具体的な事例は法律には書いていないので、グレーゾーンは大きい。一般の法律ではそれを判例が補うのだが、学校上演をめぐる著作権問題については、判例がない。かといって、教育現場では、それらの問題を裁判に持ち込んでまで戦う意志も余裕もない。勢い、生徒への指導は安全策をとり、事なかれ主義になって、既成の著作物の使用を何でも禁止することになりかねない。

2.3 法律をクリアしさえすればよいのか

前章までは、学校で演劇を上演するときの著作権法 の問題について述べた。では、法律をクリアしさえす れば、よいのだろうか。

また、著作権法の違反は親告罪である。著作者がそれを問題にしなければ、罪に問われることはない。では、著作者が気づかなければ、また、気づいても問題にしなければよいのだろうか。

著作権法の意義は「文化の発展のため」であると述べられている。学校はそもそも時代の文化を担う市民を育成するためにある。そのためには、文化の担い手としての創造力や需要力を高めるだけでなく、創作者に対する敬意を養わなければならない。

戯曲の一字一句を生み出すために、劇作家は七転八倒の苦しみを味わう。そのことに対する想像力があれば、自らの都合だけを考えて作品を無断で切り貼りしたり、勝手に変えて上演したりすることはないはずである。

すでに述べたとおり、「改変」の問題は、著作者の気持ちの問題である。今の所、学校の上演がらみの著作権問題は、すべて無断上演、無断改変から起きている。 あらかじめ著作者と連絡をとって、互いの関係を築いておけば、問題は起きにくい。

言い方を変えれば、著作権の問題は、他者に対する 創造力の問題である。しっかりと人間関係を作って相 手の心情を思いやる態度があれば、決して大きな問題 は起きないであろう。

3 文化祭上演における著作権についての 本校の取り組み

従来本校では文化祭上演における著作権処理を、各 参加団体(学級、部活動)に任せてきた。しかし、近 隣の学校でそれが社会問題になった事例に鑑み、本校 としても統一的な対応方法を考えることにした。

新たな対応を考える上で、次のような流れを考えた。 ①教員の研修

- ②指導方針の決定
- ③文実生徒による著作権ワークショップ
- ④文実による著作権への対応方針の決定
- ⑤文実による著作権レクチャー
- ⑥各団体による著作権処理
- ⑦文実による聞き取り調査
- (8)文化祭で上演

以下、対応の実際を順に述べる。

3.1 教員の研修

本校では毎年一学期末と二学期末に、生徒部主催の 生徒指導協議会が開かれる。そこで2007年の11月の生 徒指導協議会に、演劇と著作権の専門家である福井健 策弁護士(骨董通り法律事務所)を招き、教職員全員 で講演を聞き、質疑応答を行った。

質問は文化祭の上演のみならず、他の行事や授業の現場の実際的な事柄に及び、協議会が盛り上がった。

もし、著作権法違反に問われたとき、その責任は誰が負うのかという質問に対して、学校長はもとより、 当該団体を指導する教諭、更に生徒の個人責任までも が問われるという解答を聞いて、問題の重要さを感じ た。

3.2 指導方針の決定

生徒指導協議会を受けて、本校としても各学級や部活動に任せるのではなく、学校として統一した指導方針を考えることになった。著作権処理をきちんと行うことは、法律上の問題を起こさないということだけではなく、生徒の創作者や文化の担い手への関心を高め、さらに、他人の心情を思いやったり、他者との交渉力を身につけたりする教育的な効果があるのではないかと考えたのである。

したがって、生徒には、学校として著作権処理の方法を決定して一方的に伝えるのではなく、自らが生徒集団として摺り合わせを重ね、望ましい対応策を考えることを期待した。著作権の取り扱いについては、生徒の文化祭実行委員会(以下、文実)を中心に考えることになった。

3.3 文実による著作権ワークショップ

著作権については、生徒は授業で学習しているようだが、理解を深めるために、文実が著作権ワークショップを主催した。これは、まったくのオープン参加で4~5人のグループに分かれ、討議や発表を中心の活動をするものであった。当日の流れは、

イントロダクション→アイスブレーク→ダイアローグ (事例に基づく討議)→報告会→レクチャー(著作権 法)→ディスカッション(今後の取り組み着いての討 議)→報告会・総括

である。生徒の作った企画書によれば、「参加者が自分の団体に戻ったときに、著作権についての取り組みの リーダー的役割を担えるようになることを目指す」と ある。

3.4 文実による著作権処理への対応方針の決定

ワークショップの成果を元に、文実が上演と著作権 についての資料冊子を作成し、スケジュールを決め、 各団体と面談を重ね以下の項目をチェックすることに した。

- ・書面での正式申請をしたか
- ・上演許可は取れたか
- ・上演料はどうなっているのか
- ・今後の著作者とのヨシタクトはどうするのか 機械的に著作権処理をすればよいというのではなく、 著作者とのコンタクトの状況に踏み込んでいることが 特徴的である。

3.5 文実による著作権レクチャー

文実は8頁のコンパクトな著作権についての資料冊子を作成した。これには、冊子の目的、著作権法の内容、学校で上演するときの問題点、近隣校の事例、愚弟的な手続き方法、スケジュール、手続きのフローチャートが掲載されている。これをもとにして、各団体の責任者を集め、文実が説明会を開いた。冊子の説明は手続きの一例にしか過ぎず、マニュアル通りの対応をするだけでは不十分で、相手方との信頼関係を気づくことの大切さを訴えていたのが印象的であった。

3.6 各団体による著作権処理

手元には、文実が各団体から聞き取り調査をした、著作権をめぐる各団体と著作者との交渉の記録が残っている。2008年度については、大きな問題もなく、文化祭二ヶ月前の九月初旬にはおおむね手続きが終了した。

結果的には著作権使用料を請求された事例はなかった。第一希望の戯曲の使用を断られた学級が一つあったが、脚本を別のものにすることで解決できた。

4 おわりに

本校は学力選抜をしている男子校で、バックグラウンドが共通する生徒が多い。そのため、集団で討議をしたりワークショップ的な活動の中から問題解決を図ってゆく機会や、外部の社会人と交渉し、摺り合わせをしてゆくような機会が乏しい。

今回の文化祭上演をめぐる著作権についての対応は、 生徒にとって格好の、人間関係構築に直接結びつく問 題解決学習になったのではないかと考えている。